



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツにおけるキャッシュレス・ペイメント， 信用創造と銀行資産の「架空」性
Author(s)	大矢， 繁夫
Citation	経済學研究, 58(3), 1-9
Issue Date	2008-12-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35093
Type	departmental bulletin paper
File Information	001-010_ohya.pdf



ドイツにおけるキャッシュレス・ペイメント、 信用創造と銀行資産の「架空」性

大 矢 繁 夫

はじめに

商業銀行の本質的で重要な機能は信用創造である。信用創造は、往々にして、銀行システム全体について語られることが多いが、私見では、個別の銀行でも日々為しえていている¹⁾。そして、この信用創造機能の発揮には、銀行資産の「架空」化とそれに基礎づけられた銀行への信認不安の可能性が、避けられないこととして随伴すると考えられる。

小論は、このような認識のうえに、まずドイツの銀行の信用創造能力を高める条件をなすキャッシュレス・ペイメントの状況を追う。そして次に、ドイツの銀行が、信用創造能力の発揮によって、劣化が必然的な「架空」資産をいかに抱え込むかを明らかにしようとする。しかし、このことは直截的には掴まえられず、隔靴搔痒の感は免れえない。最後に、銀行資産が「架空」性を内含するとき、金融当局はそれをどのように認識し対応するか、を追う。

I ドイツにおけるキャッシュレス・ペイメント

1. キャッシュレス・ペイメントの意義

キャッシュレス・ペイメントの進展は、商業銀行の本来的能力、信用創造能力を高める。商

業銀行のこの能力は、支払い準備の、現金形態での払出しの縮減にもとづく。もちろん、現金払出しが縮減されるとしても、他方で、銀行間決済が中央銀行当座預金の振替によって行われるのだから、自行の中央銀行当座預金から他行のそれへの振替が一方的に生じるならば、準備保有を厚くしておく必要があり、それだけ、当該銀行の信用創造には制約がかかる。しかしこの事態は、自行への、中央銀行預金の絶えざる振替・流入が同時に発生することを考えれば、蓋然性が低い。

これと比べ、現金での準備流出は、それが現金流入によって事後に元の準備保有状態に復帰することがあるにしても、保有準備がいったんは確実に流出するということ意味する。中央銀行預金の振替流出と現金形態での流出における、いわば深刻度の違いとでも表現できるかもしれない²⁾。つまりは、銀行からの現金払出しは、銀行にとってその分の準備保有を縮減できず、信用創造能力に制約をかける、ということ意味する。

このようにして、銀行の信用創造能力を高める条件として決定的に重要なことは、市中における現金取引の縮減であり、キャッシュレス・

1) 信用創造の理解については、大矢(2007)を参照のこと。

2) 準備が現金形態で流出するときと中銀預金の振替によって流出するときの違いは、例えば、後者のケースで、一定時点での流出差額分だけが実際の流出分となる「時点決済」を念頭におくとよくわかる。この点に関し、日銀における決済について、日本銀行金融研究所(編、2000)第4章を参照のこと。

図表1 ペイメント・サービス提供者にとっての支払い方式区分

事前支払い Pay before	即時支払い Pay now	事後支払い Pay later
小売店での購入 ○ゲルトカルテ GeldKarte ○預金残高カード Guthabekarten インターネットでの購入 ○ゲルトカルテ ○預金残高カード ○E マネー(サーバー・ベース) ¹⁾	○デビット・カード エレクトロニック・キャッシュ ²⁾ エレクトロニック・ダイレクト・デビット ³⁾ ○着払い(代金引換) ○振込み Überweisung 在来型 オンライン・バンキング(インターネット) モバイル・バンキング(携帯電話) ジーロペイ Giropay ○インターネット・ダイレクト・デビット	○クレジット・カード ○クレジット・カード(インターネット) ○請求書方式 Billig-Verfahren ⁴⁾ 伝統的決済 ⁵⁾ 電話決済 携帯電話勘定 ⁶⁾

出典：Deutsche Bundesbank(2006c), p.91.

注 1) インターネットまたはモバイルテレホンを用いるもの。2) ドイツの銀行による支払い保証のついたもの。3) ELV(Elektronisches Lastschrift-Verfahren)のこと。4) 一般的に未払い額の定期的(例えば月ごとの)支払い。5) ダイレクト・デビット, クレジット・カード等による決済。6) 例えば, チャージのとき携帯電話に移される暗証番号を用いて支払いがなされる。

ペイメントの進展なのである。このような視点から、以下では、ドイツにおける近年のキャッシュレス・ペイメントの状況について追うことにする。

2. キャッシュレス・ペイメントの諸手段

ブンデスバンクは、キャッシュレス・ペイメントの諸手段を、カード・ペイメント、クレジット・トランスファー Überweisung, ダイレクト・デビット Lastschrift, 小切手, E マネーに分類している。2005 年では、カード・ペイメントは、これら諸手段による取引額全体の 15% ほどを占めている。これはさらにデビット・カードとクレジット・カードに分かれるが、デビット・カードが 90% 近くであり、この点、わが国とは異なるドイツ的特徴といえる。デビット・カードは、ほとんどが銀行によって発行されたものであり、カード所有者の預金勘定に直接リンクしている。カードでの支払いの結果は、即座にこの預金勘定に現れる³⁾。

クレジット・トランスファーは口座振込みを、ダイレクト・デビットは口座振替ないし口座引落しを意味する⁴⁾。クレジット・トランス

ファーの利用は、2005 年で、キャッシュレス・ペイメント全体の 40% ほどを占め、ダイレクト・デビットの利用は 45% 弱であり、小切手と E マネーはネグリジブルとなっている。以上は、キャッシュレス・ペイメント諸手段利用の大まかな内訳であるが、これら諸手段を用いた取引総額は、2000～2005 年で、122 億ユーロから 159 ユーロまでほぼ一貫して増大している⁵⁾。

ドイツにおけるキャッシュレス・ペイメントは、諸手段の利用が、2005 年現在で、振替・口座引落し(45%)、振込み(40%)、デビット・カードおよびクレジット・カード(15%)というように大まかに分類できるということであるが、ブンデスバンクは、支払いの諸手段を、いわば銀行サイドに立って分類した表も掲げてい

3) Deutsche Bundesbank (2006c), p.90.

4) クレジット・トランスファーとダイレクト・デビット(ラストシュリフト)については、清田(2003)第3章が詳しい解説を行っている。また、ラストシュリフトの法制度的解説については、後藤(1986)第5章が詳しい。併せて参照のこと。

5) Deutsche Bundesbank (2006c), p.90.

る。そこには、ドイツに固有の諸手段も表れてくるので、次にこれをみておく。

図表1は、例えば、商品購入を行う顧客が預金口座を用いるとして、その口座を提供している銀行にとってはどの時点で口座から預金が出金されるかという視点に立って分類が行われているといえる。ただし、預金流出といっても、ほとんどが現金形態での流出でない点に注意しておく必要がある。なお表中の手段・用語の中で必要と思われるものには独語の表記も付しておいた。

「事前支払い」は、顧客が商品購入を行う事前に、口座からの預金流出が生じるケースである。「即時支払い」は、顧客が商品購入を行うのと同時に、口座からの預金流出が生じるケースである。「事後支払い」は、顧客が商品購入を行った事後に、口座からの預金流出が生じるケースである。

表中で、ドイツに固有の手段と思われるのは、「事前支払い」欄のゲルトカルテである。ゲルトカルテについては、清田(2003)が詳しい説明を行っている。清田によれば、ゲルトカルテは、銀行が発行する「電子財布」であり、1997年に導入された比較的新しい手段である。ドイツではプリペイドカードに分類されているという。ただし、注意すべきは、プリペイドカードといっても、わが国のそのように現金を用いてカードに金額をチャージするものではない、という点である。ゲルトカルテを利用する顧客の預金口座から直接にカードにチャージされる。重要なことは、ゲルトカルテ利用に際して一度も現金が登場する必要がないという点である⁶⁾。

預金残高カードは、このカードを利用する顧

客の預金残高をベースにして、このカード利用に対し特別に勘定を割り当てて発行されるものであり、最近導入されたものである。このカード勘定は積み上げ可能であり、そしてギフトカードのように特別のターゲット・グループに提供されるものだという⁷⁾。

「即時払い」欄のジーロペイは、2006年にドイツの大手銀行が導入した手段であり、インターネット取引のために特別に設けられたオンラインバンキングのポータルサイトである。約1700万人のオンラインバンキング顧客が利用しているという。顧客は、インターネットでの商品購入の最後に、直接に銀行ホームページに導かれて振込みを指示されるというものである。「事後支払い」欄にある請求書方式とは、個々の取引額を、たとえば1ヶ月に1度というように定期的にまとめて請求・支払いが行われるものであり、小額取引にとっては効率的となる⁸⁾。

以上は、ペイメント・サービス諸手段の分類であったが、これら諸手段を用いたキャッシュレス・ペイメントは、既述のように、一貫して増大している。

ところで、重要なことは、全体としてのキャッシュレス・ペイメントが現金取引・支払いと比べてどの程度比重を増したか、ということである。だがこの点、キャッシュレス・ペイメント諸手段の利用額を追ってみても正確な状況を把握することは難しい。というのは、例えば、キャッシュレス・ペイメント全体の40%ほどを占める振込は、現金振込を排除するものではないし、また、カード支払いの90%を占めるデビット・カードは、ATMからの現金引出にも用いられるという。前者のケースでは、キャッシュレス・ペイメントの代表格である振込の中に現金支払いが紛れ込み、後者のケースでは、銀行にとってやはりキャッシュレス・ペイメントを意味するデビット・カードによる払出しの中に、現金引出しが紛れ込むのである⁹⁾。

6) 清田(2003)第3章参照。

7) Deutsche Bundesbank(2006c), p.91.

8) Deutsche Bundesbank(2006c), p.92.

9) 清田(2003)第3章, Deutsche Bundesbank(2006c), p.90 参照。

図表2 ドイツのベースマネー
(10 億ユーロ)

期末	流通 銀行券	信用機関のブンデスバンク 預金(必要準備を含む)	ベース マネー
1999	134.4	32.1	167.1
2000	132.0	35.2	167.4
2001	96.6	37.8	134.9
2002	99.3	37.8	137.3
2003	115.9	37.4	153.4
2004	129.9	37.6	167.5
2005	146.9	39.3	186.3
2006	162.4	41.4	203.8
2007	175.2	46.7	222.1
2008年4月	179.7	48.6	228.7

出典: Deutsche Bundesbank Monthly Report Statistical Section 各号。

3. キャッシュレス・ペイメントの進展、現金通貨減と預金通貨増

キャッシュレス・ペイメントの進展は、上記のように、結局のところ、それ自体としては掴まえることが困難であるが、この進展を集約するものとして、現金通貨と預金通貨の量を追うことは有益である。キャッシュレス・ペイメントの進展は、現金通貨の残高減と預金通貨の残高増となって現れるであろう。

図表2は、ドイツにおけるベースマネーとその構成要素である流通銀行券及びブンデスバンクへの当座預金の残高を追ったものである。数

値は、1999年以降を取りあげている。98年以前はDM表示であり、99年からユーロ表示の数値であるため、数値の連続性について両年のところで断絶があるからである。

図表2における流通銀行券は、一定の手続きにしたがって、ユーロ銀行券の流通総額のうちからドイツに割り当てられた分である。したがってブンデスバンクが実際に流通に投じ、ドイツ国内で流通しているユーロ銀行券の額を正確には表していない¹⁰⁾。しかしこの表にみられるように、計上されている流通銀行券とブンデスバンク当座預金を合計したものがベースマネー額となっており(ユーロ硬貨流通分を考慮)、この流通銀行券残高が正式なものとして扱われている。

図表3は、ドイツのマネーサプライ(M3)とその構成要素の残高を追ったものである。ただしこの表では、流通現金分が除かれている。オーバーナイト預金、2年以内期間の定期預金、3ヶ月以内の解約通知期間付預金はM2の構成要素であり、M3の構成要素として新たに加えられる「市場性金融手段」とは、レポ取引、マネーマーケット・ファンド持分、マネーマーケット・ペーパー、2年以内債券である¹¹⁾。

図表3には、備考として、流通銀行券／オーバーナイト預金の数値を載せた。これによって、預金通貨に対する流通銀行券の割合を追うと、2001～03年において、流通銀行券の割合が際立って低下している。この期間は、流通銀行券の絶対額が減少している。ユーロ現金の流通が2002年1月から開始されるので(3月1日からユーロが単一法貨)、その影響が現れているのかもしれない¹²⁾。ともあれこの表では、10年間ほどで流通銀行券の割合が10ポイントほ

10) 図表2の原資料には詳細な付注が施され、そこに次のことが記されている。ユーロシステムによるユーロ銀行券発行のための会計手続きに従って、流通ユーロ銀行券の総額の8%が月間ベースでECBに割り当てられる。流通ユーロ銀行券総額のうち残る92%が、同様に月間ベースでNCB(各国中央銀行)に割り当てられる。NCBは、ECB資本への払込みシェアに照応する、流通ユーロ銀行券のパーセンテージをバランスシートに示す。NCBが割り当てられたユーロ銀行券額とNCBが流通に投じたユーロ銀行券額との差額は「他要因」(原資料で「流通銀行券」とともに「流動性吸収要因」の1項目をなす——大矢)の項目に表される。Deutsche Bundesbank Monthly Report, 各号のStatistical Section, pp.14-15 参照。

11) Deutsche Bundesbank, Saisonbreinigte Wirtschaftszahlen, Statistisches Beiheft zum Monatsbericht 4.S.6.

12) ユーロ導入とその後の拡大については、田中(2007)第5章を参照せよ。

図表3 ドイツのマネーサプライ(M3)の構成

(10 億ユーロ)

期末	オーバーナイト預金	2年以内定期預金	3ヶ月以内解約 通知期間付預金	市場性金融手段	(備考)流通銀行券/ オーバーナイト預金 %
1999	411.0	248.7	501.5	75.4	32.7
2000	433.9	273.2	447.7	73.1	30.4
2001	514.3	292.7	459.4	101.1	18.8
2002	567.4	282.3	469.9	108.3	17.5
2003	624.6	252.3	499.5	118.5	18.6
2004	652.6	242.4	514.2	103.9	19.9
2005	725.0	236.0	517.5	112.9	20.3
2006	757.2	310.2	486.1	115.2	21.4
2007	782.7	488.9	445.0	130.9	22.4
2008年4月	788.5	541.1	435.0	149.1	22.8

出典: *Deutsche Bundesbank Monthly Report*, Statistical Section, Deutsche Bundesbank, *Saisonbereinigte Wirtschaftszahlen*, Statistisches Beiheft zum Monatsbericht 4 各号による。

ど低くなっていることがわかる。

以上のようにして、ここでは、キャッシュレス・ペイメントの進展により、相対的に、現金利用が減り預金通貨利用が増えたということが結論なのである。そしてこのような事態が意味するところは、既述したところであるが、商業銀行からの現金払出しが減少するとともに、それに備える準備保有も縮減可能となり、商業銀行の信用創造能力を高めるということなのである¹³⁾。キャッシュレス・ペイメントの進展は、貨幣乗数・信用乗数の上昇を可能とする条件を形成するのである。

しかしながらここで、銀行の信用創造能力の高まりを捉えようとして、例えば、M3/ベースマネーの数値を追ってみても、01～04年において一時的な高まりをみることはできるが、08年までの傾向的な上昇を掴まえることはできな

い。というのは、言わずもがなであるが、銀行の信用創造能力が高まったとしても、その発揮によるM3の増大は銀行の実際の貸出実績によるからであり、借り手の資金需要の状況によるからである。

II 信用創造と「架空」資産

1. 銀行資産の状況

Iでは、ドイツにおけるキャッシュレス・ペイメントの諸手段とキャッシュレス・ペイメントが進展していることを追った。そしてその意義は、ドイツの銀行の信用創造能力を高める、ということであった。

銀行は、Iでみてきたようにキャッシュレス・ペイメントのシステムを前提に信用創造能力を高め、それを発揮する。この発揮は、具体的には、銀行が貸出や証券購入を行うことによってである¹⁴⁾。この場合、銀行のバランス・シートの資産と負債の両側が同時に膨らむことになる。

そこで問題なのは、このとき膨らむ負債に対して、銀行はその支払い義務に完全には応じられないということである。膨らんだ預金の全額払戻しには応えられない、ということなのである。なぜなら、このとき同時に増大している貸出や証券購入による資産額には、実体経済の基

13) ここで重要なことは、既述のように、現金形態での準備流出の縮減なのである。なお、本文で述べていることは、法定必要準備率に変化がないということを前提にする。この点、ユーロエリアにおける必要準備率は、1999年1月以降2%であり変化はない。*Deutsche Bundesbank Monthly Report*, 各号のStatistical Section, p42参照。

14) 証券業務における信用創造については、大矢(2007)を参照のこと。

図表4 ドイツの銀行の流動的資産

(100万ユーロ)

期末	1 報告機関数	2 現金	3 中央銀行預金	4 財務省手形及び 割引財務省証券	5 中央銀行再割 適格手形	6 債券及び他の 確定利付証券	(2~6)/資産 総額 %
1999	2999	17228	45641	7699	5480	868248	16.4
2000	2740	16060	51003	4850	4877	960625	16.9
2001	2521	14641	56445	4749	3399	1025416	17.3
2002	2365	17884	45585	9337	2825	993451	16.6
2003	2226	17279	46857	5655	2608	1027028	17.0
2004	2147	15140	41248	10132	1883	1141846	18.2
2005	2089	15320	47942	10232	1664	1209293	18.6
2006	2048	16400	49495	5542	902	1279116	18.8

出典: Deutsche Bundesbank, *Bankenstatistik*, Statistisches Beiheft zum Monatsbericht 1 各号による。

礎をもたない、いわば「架空」の部分が往々にして含まれるからである。典型的なケースは、バブル時の価格上昇した資産を担保にした貸出やこのような資産そのものの購入である。資産のこの部分は、いずれ劣化し、資産からの切り離しを迫られる。この部分は、間違いなく、預金払い戻しには応じられない。銀行の信用創造は、このような「架空」資産を抱え込むことを避けられないのである¹⁵⁾。

さて、ドイツの銀行に、上記のことがどのように現れているか。キャッシュレス・ペイメントの進展を前提に、その信用創造能力を高め、そして発揮するドイツの銀行は、「架空」資産をどのように抱え込んでいるか。その度合の強さは、ドイツの銀行に対する信認不安の基礎を形成する。しかし「架空」資産の量を掴むことは困難である。「架空」か否かということは、事後的に判明することが多いからである。だが、銀行資産の中で「架空」ではない、実体経済に基礎づけられた優良で劣化しない、そして預金払い戻しに応じることのできる流動性の高い資産は特定できる。図表4はこれを表している。

この表は、ドイツの金融機関が保有する流動

的資産の状況を追ったものである。表中の「5. 中央銀行再割適格手形」、いわゆる優良商業手形は、2006年までしか表示されていないため、表全体も2006年までとした。「1. 報告機関数」が包含する銀行は、信用銀行(商業銀行)、ランデスバンク、貯蓄銀行、信用協同組合中央機関、信用協同組合、不動産抵当銀行、特殊機能銀行、外国銀行、建設貯蓄組合である。項目の4, 5, 6が従来のブンデスバンク再割適格及びロンパート貸付担保適格の資産である。6の項目は「金融市場証券」と「公社債」からなり、担保適格の公債のみならず社債も包含している。この点、流動的資産を掴まえるうえで正確さを欠くが、中央銀行が流動性を供給する資産は、近年幅がもたされており、この点を考慮し、6の項目はそのまま取りあげた¹⁶⁾。

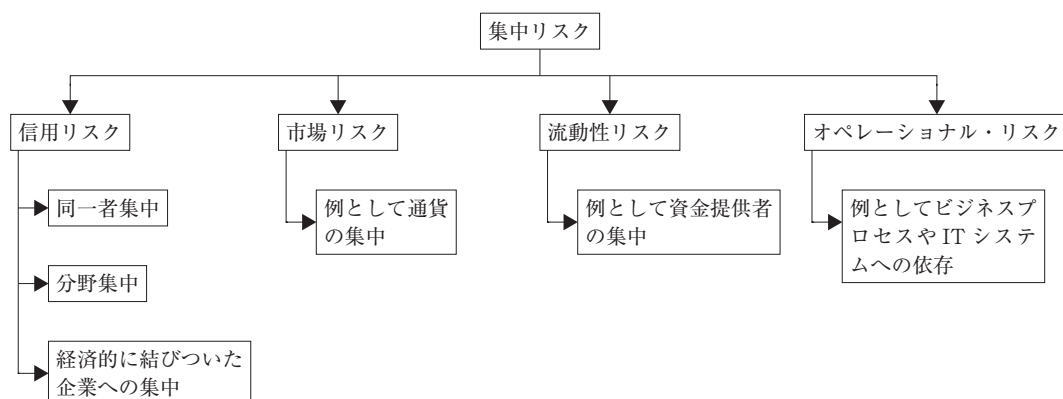
表には、2~6項目の流動的資産の資産総額

16) ドイツにおける従来のブンデスバンク担保適格資産等については、相沢(1993)第2章、羽森(1998)第4章を参照のこと。なお、ECBは、ユーロ圏の金融機関が保有する担保適格資産の範囲を two-tier collateral frame-work として定めている。その範囲は広く設定されているが、さらに2007年1月から single list of eligible collateral を導入し、以前のものと差し替えている。そこでは、市場性資産と非市場性資産の区別が取り除かれたとされている。羽森(2002)第8章、Deutsche Bundesbank (2006 a), European Central Bank (2006) Chap.6 を参照せよ。

17) Deutsche Bundesbank (2006 b), pp.35-40.

15) 銀行資産の「架空」性については詳細な検討が必要であるが、この点は別稿に期す。なお、現代における金融資産一般の「架空」化、擬制資本形成について、信用理論研究学会(編、2006)第4章を参照のこと。

図表5 集中リスク概観



出典：Deutsche Bundesbank (2006b), p.37.

に対する割合を載せた。これをみると、16%台から19%近くまで上昇していることがわかる。ドイツの銀行は全体として、流動的資産の比重を高め、いわば、預金に対する準備を厚くして信認不安に対抗している、とみることができる。ドイツの銀行は、キャッシュレス・ペイメントの進展によって信用創造能力を高めつつ、しかし全体として「架空」資産の増大に流されたというわけではなく、どちらかといえば慎重な業務展開を行った、という概観が得られる。

2. 「架空」資産への対応

上にみてきたように、ドイツの銀行は、近年慎重な業務展開を行い、「架空」資産増大に流されることはなかった。このような大まかな像を描くことができるが、しかし、行論が示してきたように、銀行は一般的に、貸出や証券購入等により信用創造を行うとき、「架空」資産を抱え込むことを避けられない。資産の「架空」性が判明するのは、事後的なことが多いからである。ここでの問題は、銀行にとって避けられないこの事態は、一般に、とりわけ金融当局にとってどのような形で認識されているか、ということである。最後にこの点を簡単にみておくことにする。

ブンデスバンクは、上記のように銀行にとっ

て避けられない事態を、集中リスクとして捉える。銀行に関わるリスクについては、わが国でも同じであるが、図表5のように4分類して捉えられる。図にみられる4つのリスクは、通常並置されるが、それぞれ切り離されて独自に存在するわけではない。リスクが現実のものとして発現するプロセスに沿って簡単に整理しておく次のようになるであろう。

技術的な問題であるオペレーショナル・リスクを別として、まず信用リスクと価格変動リスク(市場リスクの一部)は、一括りに整理できる。というのは、銀行資産がこれらリスクの発現に見舞われるのは、等しく資産の「架空」性が顕現するときであるからである。保有資産の大幅な価格下落のほか、貸出先の経営破綻も、その経営が実体経済から離れた、いわば社会的再生産からみて過剰なものだった場合に生じると考えておくと、このように整理できるであろう。そしてこのような銀行資産の大規模な「架空」性が判明ないし予測されるとき、預金の払戻しが殺到する。このとき、銀行が資金繰りをつけられないとき、流動性リスクの発現となる。

オペレーショナル・リスクを除いて、残る3つのリスクをその発現する文脈に沿って整理すると上のようになるが、何よりも、信用リスクや証券保有等に伴う価格変動リスクが、銀行資

産の「架空」性を表現していることがわかる。この点、ブンデスバンクも、より信用リスクを重視する。価格変動リスクについては、それを包括する市場リスクが銀行経営にとってより外在的な存在であると理解すれば、ブンデスバンクが信用リスクだけを取り出して重視していることも一応肯ける¹⁷⁾。

ブンデスバンクは信用リスクの内容を、図表5にみられるように、特定の借り手、特定の業種や分野、特定の地域等へと貸出しが集中すること、と捉える。したがってリスクの回避は、貸出しを分散させることに求められる。この点、1994年の第5次銀行法改正によって、大口融資規制が次のように行われている。すなわち、単一の借り手に対する、銀行の責任資本10%以上の貸出しはブンデスバンクへの届出義務を負うこと、個々の大口融資は責任資本の25%が上限となること、等である¹⁸⁾。

ブンデスバンクは、以上のように、銀行資産が内含するリスクはいわば避けられないものであるがゆえに、貸出し対象への集中を排して分散すべし、というのである。リスク資産保有の予防というよりは、その保有を前提にしたうえでの対抗策である。金融当局によるこのような認識と対抗措置は、国を問わず共通したものであろう。しかしながら、実体経済的基礎から離れた「架空」な銀行資産保有を避けるためには、貸出先企業の経営分析や証券保有に際しての厳密な評価が、銀行経営上何よりも強く求められることになる。

むすび

預金払戻しの殺到という形で発現する、銀行への信認不安は、銀行がもはや預金の支払い義務に応じられないのではないか、債務超過に陥っているのではないかと、という疑念からはじまる。銀行バランス・シートの資産と負債の両側の金額は一致しているとしても、もはや資産はそれをもたない、資産劣化が生じているためその分は切り落とされ、その分は預金払戻しに応じられない、という疑念である。

商業銀行は、その本質的機能である信用創造によって、資産と負債の両側を同時に膨張させる。そのとき、やがて劣化が必然であるような資産も抱え込む。このことは避けられない。資産劣化は事後に判明するからである。劣化が必然的な資産とは、バブル的に価格上昇した資産やそれを担保にした貸出し等である。銀行の信用創造は、どこまで厳格な資産審査をできるかにもよるが、上のことを避けられない。信用創造は、銀行資産の「架空」化をもたらさざるをえない、という認識である。

以上の認識を前提に、小論では、まずドイツの銀行の信用創造能力の高まりを追おうとした。銀行の信用創造能力を高めるのは、現金取引の縮減であり、それをもたらすキャッシュレス・ペイメントの進展である。まずこの状況を追った。

次いで、ドイツの銀行は高められた信用創造能力によって、「架空」資産をいかに抱え込んだかを把握しようとしたが、このことを、「架空」でない資産の保有状況を追うことによって果たそうとした。

銀行は「架空」資産の抱え込みに慎重でありうるとしても、それを完全には回避しえない。とすれば、金融当局は、そのことをどのように認識し、対応しようとするのか、最後にそれを追った。金融当局の対応は、いわば、銀行が「架空」資産を抱え込むことを前提にした、事後的対応ということができた。結局は、銀行自体

18) Deutsche Bundesbank (2006b), p.35. なお、信用リスク回避の手段として、近年のセキュリティゼーションによる資産売却やクレジット・デリバティブ取引の有効性も指摘している。この点に関しては、大矢(2007)、Deutsche Bundesbank (2004a)、Deutsche Bundesbank (2004b)を参照せよ。

による, 資産に対する審査・評価能力の向上を図ることが, 何よりも重要ということになるう。

引用文献

Deutsche Bundesbank Monthly Report, Statistical Section.

Deutsche Bundesbank, *Bankenstatistik*, Statistisches Beiheft zum Monatsbericht 1.

——, *Saisonbereinigte Wirtschaftszahlen*, Statistisches Beiheft zum Monatsbericht 4.

Deutsche Bundesbank (2004a), “Credit risk transfer instruments: their use by German banks and aspects of financial stability,” *Monthly Report*, April.

——(2004b), “Credit default swaps-functions, importance and information content,” *Monthly Report*, December.

——(2006a), “The creation of a single list of eligible collateral throughout the Euro area,” *Monthly Report*, April.

——(2006b), “Concentration risk in credit portfolios,” *Monthly Report*, June.

——(2006c), “Recent developments in payment cards and innovative electronic payment procedures,” *Monthly Report*, December.

European Central Bank (2006), *The Implementation of*

Monetary Policy in the Euro Area, General Documentation on Eurosystem Monetary Policy Instruments and Procedures.

相沢幸悦(1993)『現代ドイツの金融システム』東洋経済新報社。

大矢繁夫(2007)「ドイツ金融システム変貌とリスク管理」慶應義塾大学『三田商学研究』第49巻第6号。

清田 匡(2003)『戦後ドイツ金融とリテール・バンキング』勁草書房。

後藤紀一(1986)『振込・振替の法理と支払取引』信山社出版。

信用理論研究会(編, 2006)『現代金融と信用理論』大月書店。

田中素香(2007)『拡大するユーロ経済圏』日本経済新聞出版社。

日本銀行金融研究所(編, 2000)『新しい日本銀行 その機能と業務』有斐閣。

羽森直子(1998)『ドイツの金融システムと金融政策』中央経済社。

——(2002)『欧州中央銀行の金融政策 新たな国際通貨ユーロの登場』中央経済社。